

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	4-207
処分の種類	原状回復に代わる措置の指示			
根拠法令条例等・条項	道路法第40条第2項			
処分の概要	道路占用期間が満了した場合、又は道路の占用を廃止した場合において、道路占用者に対し原状回復に代わる必要な指示をする。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく法令の定め以上に具体化するのが困難なため)			
基準の制定根拠	—			